

令和 8 年度 飯島町 標準時間認定 保育料徴収基準額表

標準時間認定通常保育時間 午前7時30分～午後6時30分

入所児童の属する世帯階層区分		通常保育料		延長保育料
階層区分	定 義	3 歳未満児	3 歳以上児	午後6時30分～ 午後7時
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯等	0 円	0 円	0 円/月 0 円/日
第 2 階層	第 1 階層を除き市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	700円/月 100円/日
第 3 階層	市町村民税所得割課税額が 20,000円未満の世帯	16,500円	0 円	
第 4 階層	市町村民税所得割課税額が 20,000円以上48,600円未満の世帯	19,000円	0 円	
第 5 階層	市町村民税所得割課税額が 48,600円以上97,000円未満の世帯	26,700円	0 円	1,200円/月 200円/日
第 6 階層	市町村民税所得割課税額が 97,000円以上169,000円未満の世帯	28,140円	0 円	
第 7 階層	市町村民税所得割課税額が 169,000円以上200,000円未満の世帯	34,220円	0 円	1,500円/月 250円/日
第 8 階層	市町村民税所得割課税額が 200,000円以上301,000円未満の世帯	35,940円	0 円	
第 9 階層	市町村民税所得割課税額が 301,000円以上の世帯	37,410円	0 円	

一時保育	対象者	保育時間	実施保育園	保育料の額		
	冠婚葬祭、病気等により一時的 に保育の出来ない家庭の児童	通常の保育が実施されている日の 午前 8 時15分から午後 4 時	3 保育園のうち 1 園	日 額 3,000円	1時間 400円	30分 200円

○注意事項

第1 保育料等の決定

- 1 保育料は、児童の属する世帯員（父母及び家計の主宰者）の市町村民税所得割課税額の合計額によって決定します。
 - 2 対象児童の属する世帯の階層区分における市町村民税所得割課税額は、当該年度の4月から8月までにあつては前年度の市町村民税所得割課税額とし、当該年度の9月から3月までにあつては当該年度の市町村民税所得割課税額とします。
 - 3 年齢区分は、当該年度の4月1日現在の年齢とします。
- ※ 月の中途において、入園又は退園した児童であつて、入園日以降又は退園までの保育日数がその月の保育日数の2分の1に達しないときは、既に決定されている保育料を基準として、日割り計算により算出した額（10円未満切り捨て）とします。

第2 保育料等の減免・免除

1 保育料

対象世帯	第1子	第2子	第3子以降
市町村民税所得割課税額が 57,700円未満の世帯 (年収360万円未満の世帯)	半額減免	全額免除	全額免除
市町村民税所得割課税額が 57,700円以上の世帯 (年収360万円以上の世帯)	減免なし	半額減免	全額免除

※市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯であつて、ひとり親世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯の場合は、保育料が全額免除となります。

2 早朝・延長保育料

保育料の階層が第5階層から第9階層の世帯のうち、ひとり親世帯又は宅障がい児(者)のいる世帯の場合には、第2階層から第4階層に引き下げた階層区分となります。

第3 児童の欠席に伴う保育料等の減額

1か月の欠席日数	減額の割合
全部欠席	全額
保育を実施した日数が9日以下	半額

※10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

第4 副食費の無償化

3歳以上児は、副食費（おかずやおやつ代等）が無償となります。